

改正	昭和38年4月1日規則第31号	昭和39年4月1日規則第41号
	昭和45年6月1日規則第72号	昭和46年4月1日規則第34号
	昭和55年5月24日規則第73号	平成6年4月1日規則第58号
	平成8年12月17日規則第96号	平成9年3月31日規則第17号
	平成10年3月24日規則第20号	平成13年3月30日規則第59号
	平成13年6月15日規則第86号	平成14年4月1日規則第59号
	平成15年4月22日規則第61号	平成15年4月30日規則第63号
	平成18年6月2日規則第89号	平成20年3月31日規則第56号
	平成20年11月28日規則第106号	平成21年5月15日規則第60号
	平成22年3月24日規則第17号	平成22年3月31日規則第40号
	平成22年3月31日規則第45号	平成23年3月31日規則第21号
	平成25年3月29日規則第34号	平成26年3月25日規則第12号
	平成27年3月27日規則第33号	平成28年3月25日規則第34号

北海道有林野の産物売払規則をここに公布する。

北海道有林野の産物売払規則

北海道有林野の産物売払規則（昭和25年北海道規則第263号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第15条）
- 第2章 競争入札（第16条—第22条）
- 第3章 随意契約（第23条—第25条）
- 第4章 代金等の納付（第26条—第35条）
- 第5章 産物の引渡し及び搬出（第36条—第45条）
- 第6章 契約の解除及び変更（第46条—第49条）
- 第7章 雑則（第50条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 道有林野の産物の売払については、別に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

全部改正〔昭和39年規則41号〕

（定義）

第2条 この規則で「産物」とは、総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）が管理する林産物（土石等を含む。）及びその加工品をいう。

一部改正〔昭和39年規則41号・45年72号・平成9年17号・14年59号・22年45号〕

第3条 削除

削除〔昭和39年規則41号〕

第4条 産物の売払事務は、当該産物の存する地域を所轄する総合振興局長等が行うものとする。

2 総合振興局長等は、産物のうち加工品に限り、知事の指示するところにより、当該産物の売払いの委託をすることができる。

一部改正〔昭和45年規則72号・平成6年58号・14年59号・22年45号〕

（共同買受けの代表者）

第5条 2人以上の者が共同して産物を買受けようとするときは、そのうちの1人を代表者とし、その旨を総合振興局長等に届け出なければならない。代表者を変更したときも、同様とする。

一部改正〔昭和45年規則72号・平成6年58号・14年59号・22年45号〕

（共同買受人の連帯責任）

第6条 2人以上の者が共同して産物を買受けける場合は、買受けける者は、連帯してその債務を負

担するものとする。

(変更の届出)

第7条 産物買受けの申込みをした者(以下「申込人」という。)又は落札者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、その旨を総合振興局長等に届け出なければならない。

2 申込人又は落札者は、代理人を選任したときは、遅滞なく、その旨及び代理権の内容を総合振興局長等に届け出なければならない。代理人を変更し、代理権の内容を変更し、又は代理権を消滅させたときも、同様とする。

3 申込人又は落札者が死亡したときは、その相続人(法人である申込人又は落札者が解散し、又は分割をしたときは、その清算人(合併によるときは、合併後存続する法人又は合併によって設立した法人)又は分割により当該権利義務を承継した法人)は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総合振興局長等に届け出なければならない。

4 前3項の規定は、産物を買い受けた者(第45条の規定による産物の譲渡があった場合においては、譲渡人及び譲受人。以下「買受人」という。)について準用する。

5 買受人が死亡したとき(法人の場合にあっては、解散し、又は分割をしたとき)は、当該権利義務を承継した相続人又は法人は、遅滞なく、その承継の事実を証する書面を添えて総合振興局長等に届け出なければならない。

一部改正〔平成6年規則58号・13年59号・14年59号・22年17号・45号〕

(数量の計算)

第8条 売払産物の数量の計算は、日本農林規格及び道有林野産物実査規程の定めるところにより行うものとし、これらにその定めのないものについては、知事の定める基準により行うものとする。

第9条及び第10条 削除

削除〔平成14年規則59号・22年45号〕

(根株の所属)

第11条 立木の売却においては、契約に特別の定めがある場合のほか、根株を含まないものとする。

(立木の極印)

第12条 立木の買受人は、当該立木の根株の部分に極印があるときは、その極印を滅失し、又は損傷してはならない。

2 前項の立木の買受人は、極印が滅失し、又は損傷したときは、遅滞なく、その旨を総合振興局長等に届け出なければならない。

一部改正〔平成6年規則58号・14年59号・22年45号〕

(産物処分の制限)

第13条 売払目的が特定している産物又は特約をもって用途を指定した産物の買受人は、当該産物の引渡しを受けた後においても、あらかじめ、総合振興局長等の承認を受けなければ、定められた売払目的以外の目的に使用し、指定された用途以外の用途に供し、又は他人に譲り渡してはならない。

2 総合振興局長等は、前項の規定に違反して産物を処分した買受人から当該処分に係る売払代金の100分の50に相当する金額を違約金として徴収する旨の特約を結ぶことができる。

一部改正〔平成6年規則58号・14年59号・22年45号〕

(施設の使用)

第14条 総合振興局長等は、売り払った産物の搬出等に必要な林道、土場等を当該買受人に使用させなければならない。

2 総合振興局長等は、特別の理由により林道、土場等を使用させることができないときは、売払契約締結前に、産物を買受けようとする者に対してその旨を通知しなければならない。

一部改正〔平成6年規則58号・14年59号・22年45号〕

(損害賠償の責任)

第15条 買受物件の伐採、搬出その他の作業に際し、買受人、その代理人又はその使用人が道有林野、産物、又は搬出等に使用する施設に損害を加えたときは、買受人は、その損害を賠償しなければならない。

第2章 競争入札

(2件以上の産物の同時売払)

第16条 一般競争入札による産物の売払の公告又は指名競争入札の入札者への通知には、1回の競争

入札に付する産物が2件以上あるときは、当該入札の単位を売払番号で明示しなければならない。
2 前項の場合における入札者は、同項によって入札に付する産物に売払番号があるときは、入札書の封書にその売払番号を明記しなければならない。

全部改正〔昭和39年規則41号〕、一部改正〔平成9年規則17号〕

第17条 削除

削除〔昭和45年規則72号〕

(郵便等による入札)

第18条 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下この項において「郵便等」という。）による入札を認める産物の売払いの場合において、郵便等により入札をしようとするときの入札保証金は、その入札書に添えて差し出さなければならない。ただし、これにより難いときは、別に差し出すことができる。

2 前項の場合において、2件以上の入札に対する入札保証金を一括して送付するときは、各入札に対する入札保証金の金額の内訳を記載した書面を同封しなければならない。

一部改正〔昭和39年規則41号・平成15年63号〕

第19条から第21条まで 削除

削除〔昭和39年規則41号〕

(契約締結の違約)

第22条 競争入札に付した産物の売払について、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第167条第2項に規定する期間内に契約を結ばない落札者であつて、当該入札につき入札保証金を免除しているものであるときは、道は、当該落札者から入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

全部改正〔昭和39年規則41号〕、一部改正〔昭和45年規則72号〕

第3章 随意契約

(買受けの申出)

第23条 随意契約により産物を買受けようとする者は、その旨を総合振興局長等に申し出なければならない。

一部改正〔昭和45年規則72号・平成6年58号・14年59号・22年45号〕

(売払通知)

第24条 総合振興局長等は、前条の申出を受理したときは、当該産物の売払いの適否を調査決定し、売り払うと決定した申出人に対しては、期限を付して当該売払いに係る見積書を提出すべき旨を通知しなければならない。

一部改正〔昭和45年規則72号・平成6年58号・9年17号・14年59号・22年45号〕

(売払通知の取消し)

第25条 前条の通知を受けた申出人がその期限までに見積書を提出しないときは、総合振興局長等は、当該売払いの決定を取り消し、その旨を当該申出人に通知しなければならない。

全部改正〔昭和45年規則72号〕、一部改正〔平成6年規則58号・14年59号・22年45号〕

第4章 代金等の納付

(納付期限)

第26条 産物の売払代金の納付期限は、総合振興局長等が定めるところによる。

2 総合振興局長等は、前項の納付期限を定めるときは、その期限を当該産物の引渡し又は採取の日前としなければならない。

全部改正〔昭和38年規則31号〕、一部改正〔平成6年規則58号・14年59号・22年45号〕

第27条及び第28条 削除

削除〔平成9年規則17号〕

(延納の特約)

第29条 総合振興局長等は、特に必要があると認めるときは、確実な担保を徴し、及び知事の定める利息を付して、当該産物の売払代金につき1年以内の延納の特約をすることができる。ただし、災害救助のために必要な産物を市町村に売り払うときに限り、担保（知事が特に必要と認める場合にあっては、担保及び利息）を徴しないことができる。

2 前項に規定する確実な担保は、次に掲げるものとする。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 財団法人日本木材総合情報センター（昭和49年10月1日に財団法人日本木材総合情報センターという名称で設立された法人をいう。）の保証
- (4) 財務規則第148条第1項各号（第5号及び第8号を除く。）に掲げるもの

3 総合振興局長等は、前項第4号に掲げるもののうち銀行又は知事の指定する金融機関に対する定期預金債権を担保として提供させるときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は知事の指定する金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。

一部改正〔昭和39年規則41号・45年72号・平成6年58号・8年96号・9年17号・14年59号・20年106号・22年45号〕

（延納の申出）

第30条 前条第1項の規定により売払代金の延納の特約をしようとする者は、当該売払いの契約を締結する前に、総合振興局長等に、その旨を申し出なければならない。

全部改正〔昭和45年規則72号〕、一部改正〔平成6年規則58号・14年59号・22年45号〕

（担保提供期限）

第31条 第29条の規定により代金の延納の特約をする場合における担保提供期限は、総合振興局長等が定めるところによる。

2 第26条第2項の規定は、前項の担保提供期限について準用する。

3 買受人が前項の担保提供期限までに担保を提供しない場合は、契約で定めるところにより、遅延日数に応じ、延納の特約をした売払代金につき年10.75パーセントの割合による違約金を徴収することができる。ただし、違約金額が500円未満であるときは、この限りでない。

一部改正〔昭和38年規則31号・45年72号・46年34号・55年73号・平成6年58号・14年59号・22年45号〕

（延納期間の起算点）

第32条 代金延納の期間は、担保提供の日（担保を免除する旨の特約がある場合には、契約成立の日）の翌日から起算する。

一部改正〔昭和45年規則72号〕

（担保の価値）

第33条 担保は、延納を認められた売払代金の金額とその延納期限に応ずる利息の額との合計額以上の価値を有するものでなければならない。

一部改正〔平成9年規則17号〕

（担保の一部の返還）

第34条 延納代金の額の一部が延納期間内に納付されたときは、その金額に相当する担保は、返還することがある。

（契約保証金の返還又は代金等への充当）

第35条 契約保証金は、売払代金を完納したとき又は延納と認められた売払代金に係る担保を提供したときは、返還する。

2 契約保証金は、買受人から申出があるときは、現金で納付したものにあっては売払代金が完納となる際又は代金延納に係る担保を提供する際に当該売払代金に充当し、国債、地方債又は財務規則第172条の規定による担保で納付したものにあっては代金延納に係る担保を提供する際に当該延納担保の一部に充当することができる。

一部改正〔昭和38年規則31号・39年41号・45年72号〕

第5章 産物の引渡し及び搬出

（産物の引渡し）

第36条 売払産物の引渡しは、特別の事由がある場合を除き、代金の全部（財務規則第175条の規定による違約金がある場合にあっては、代金の全部及び当該違約金）の納付があった日（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める日）以後に買受人立会のうえ行うものとする。ただし、買受人が立ち会わず、又は立ち会うことができないときは、産物引渡しの通知をすることによって行

うものとする。

(1) 代金延納の特約があり、かつ、担保の提供を要する場合

担保の提供（第31条第3項の規定による違約金がある場合にあっては、担保の提供及び当該違約金の納付）のあった日

(2) 代金延納の特約があり、かつ、担保の提供を免除する特約がある場合

契約成立の日

2 採取の時期に季節的な制限がある副産物は、代金の完納があったときに、その採取の承認があったものとみなす。

一部改正〔昭和39年規則41号・45年72号・平成9年17号〕

(受領書)

第37条 買受人は、売払産物の引渡しを受けたときは、総合振興局長等（加工品にあっては、財務規則第11条第1項に規定する物品管理主任）に受領書を提出しなければならない。

全部改正〔昭和38年規則31号〕、一部改正〔昭和45年規則72号・平成6年58号・9年17号・14年59号・22年45号〕

(産物の搬出期限)

第38条 買受人は、次の各号の区分により契約成立の日から当該各号に定める期間内において総合振興局長等が定める搬出期限（貸付地上の産物をその土地の借受人に売り払う場合において、特に搬出期限を定めないときは、当該土地の貸付期間の終期）までに売払産物を搬出しなければならない。

(1) 立木又は観賞用樹木 3年間

(2) 加工品その他の産物 1年間

2 買受人が搬出期限までに売払産物を搬出できない場合において、当該搬出期限又は搬出できない事由が次の各号のいずれかに該当するときは、総合振興局長等は、買受人の申請により、当該各号の範囲においてその期限を延長することができる。ただし、第1号の場合にあっては、総合振興局長等がやむを得ない事由があると認めるときに限るものとする。

(1) 総合振興局長等が定めた搬出期限が前項各号の期間に達しないものである場合 当該各号の期間に達するまでの期間内

(2) 天災その他の不可抗力により搬出期限までに搬出できない場合 当該天災その他の不可抗力により搬出することができないこととなった期間に相当する期間内

3 総合振興局長等は、道有林野の整備及び管理の都合により買受人の売払産物の搬出に支障を与える場合は、相当の期間搬出期限を延期しなければならない。

一部改正〔昭和38年規則31号・45年72号・平成6年58号・9年17号・14年59号・22年45号・27年33号〕

(搬出遅延の違約金)

第39条 前条の規定により定められた搬出期限（その延期の承認を受けた場合は、その期限）までに売払産物を搬出しないときは、その期限の翌日から搬出の日までの日数に応じ、当該搬出遅延の産物の売払代金に相当する金額につき年2.8パーセントの割合で計算して得た金額を違約金として徴収する。ただし、違約金が500円未満であるときは、この限りでない。

一部改正〔昭和46年規則34号・平成13年86号・15年61号・18年89号・20年56号・21年60号・22年40号・23年21号・25年34号・26年12号・28年34号〕

(搬出期限延長の特例)

第39条の2 総合振興局長等は、木材取引の事情その他特別の事由があるときは、第38条の規定にかかわらず、搬出期限を延長することができる。

2 前条の規定は、前項の規定により搬出期限を延長する場合について準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは「次条第1項」と、「搬出期限（その延長の承認を受けた場合は、その期限）」とあるのは「搬出期限」と読み替えるものとする。

追加〔平成10年規則20号〕、一部改正〔平成14年規則59号・22年45号〕

(搬出済届)

第40条 買受人は、売払産物の搬出を終わったときは、遅滞なく、その旨を総合振興局長等に届け出なければならない。

一部改正〔昭和45年規則72号・平成6年58号・14年59号・22年45号〕

(搬出未済の産物の措置)

第41条 買受人がその搬出期限までに売払産物を搬出しない場合は、総合振興局長等は、更に期限を付して搬出すべきことを催告するものとする。

2 前項の期限が経過してもなお産物を搬出しない買受人に対しては、総合振興局長等は、必要に応じ契約を解除し、又はその産物の所有権を無償で道に帰属させる措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成6年規則58号・14年59号・22年45号〕

(搬出未済による損害賠償の請求)

第42条 前条の規定による措置が講ぜられない場合において、放置された産物が林野の跡地更新上又は保護上著しく支障を来し、取り片付けを要するときは、総合振興局長等は、買受人に対し、期限を定めて当該産物の取り片付けを請求するものとする。

2 前項の場合において、買受人が期限までに当該産物の取り片付けをしなかったときは、総合振興局長等は、買受人に代わって当該産物を取り片付け、それに要した費用を買受人に請求することができる。

一部改正〔平成6年規則58号・14年59号・22年45号〕

(跡地検査)

第43条 総合振興局長等は、産物を売り払った場合において、その搬出期限を経過したとき又は搬出済届の提出があったときは、遅滞なく、買受人の立会いを求め、跡地検査をしなければならない。

2 買受人は、総合振興局長等から跡地検査に立会いを求められた場合において、正当な理由がないのに立ち会わなかったときは、総合振興局長等の行った検査の結果に対し異議を申し立てることができない。

一部改正〔平成6年規則58号・14年59号・22年45号〕

(作業の中止命令)

第44条 法令の規定により、又は公用、公共用若しくは公益事業の用に供するため、その他やむを得ない事由により、契約を履行することができないときは、総合振興局長等は、売払産物の伐採、採取、搬出その他の作業の中止を命ずることができる。買受人に法令又は契約に違反する行為がある場合も、同様とする。

2 前項後段の場合には、買受人は、その損害の賠償を請求することができない。

一部改正〔平成6年規則58号・14年59号・22年45号〕

(搬出未済の産物の譲渡)

第45条 買受人は、売払いを受けた産物で搬出前のものを他人に譲渡する場合は、当該産物について譲渡人が道に対して有する権利及び義務とともに譲受人に承継させなければならない。この場合においては、当該譲渡契約書の写しを添えて、書面により譲渡人及び譲受人連署の上、総合振興局長等に届け出なければならない。

2 前項の場合においては、譲受人は、当該産物の売払契約に関し、譲渡人と連帯してその責に任ずるものとする。

一部改正〔昭和45年規則72号・平成6年58号・14年59号・22年45号〕

第6章 契約の解除及び変更

(契約の解除)

第46条 総合振興局長等は、買受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、売払契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 期限までに売払代金を納付せず、又は担保を提供しないとき。

(2) 第13条第1項の規定に違反したとき。

(3) その他契約で定める重要な条件に違反したとき。

一部改正〔昭和45年規則72号・平成6年58号・14年59号・22年45号〕

(代金の返還等)

第47条 前条の規定により契約を解除した場合には、総合振興局長等は当該契約の解除された部分に係る産物を返還させ、その返還があったときはこれに相当する代金を返還しなければならない。

2 代金延納の特約がある買受人につき前条の規定により契約の一部を解除した場合において、当該買受人の未納の代金の額が当該契約の解除された部分に係る産物に相当する代金の額を超えるときは、その超える金額の代金(徴収すべき利息があるときは、その代金及び利息)を一時に徴収する。

一部改正〔平成6年規則58号・14年59号・22年45号〕

(違約金の徴収)

第48条 道は、第46条の規定により契約を解除した場合において、契約保証金を免除している者であるときは、売払代金(概算売払の場合にあっては、概算代金の総額)の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。

全部改正〔昭和39年規則41号〕、一部改正〔平成9年規則17号・15年61号〕

(特殊の事由による契約の変更又は解除)

第49条 法令の規定により、又は公用、公共用若しくは公益事業の用に供するため、その他やむを得ない事由により、契約を履行することができないときは、総合振興局長等又は買受人は、相手方に対し、その履行不能の部分につき契約の変更又は解除の申出をすることができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合における代金の返還等の措置については、第47条の規定を準用する。

一部改正〔昭和38年規則31号・平成6年58号・14年59号・22年45号〕

第7章 雑則

(施設の設置)

第50条 買受人は、その買い受けた産物の採取、加工、搬出等のため特に道有林野内に施設を設ける必要があるときは、総合振興局長等に申し出て、その指示により施設を設けることができる。

2 買受人は、前項の規定により施設を設けた場合において、その使用を終わり、又は契約が解除されたときは、総合振興局長等の指定した期間内に、当該施設を収去し、使用した土地を原状に回復しなければならない。ただし、契約に特別の定めがあるとき又は総合振興局長等の承認を受けたときは、この限りでない。

一部改正〔平成6年規則58号・14年59号・22年45号〕

附 則

1 この規則は、昭和36年4月1日から施行する。

2 この規則は施行前にこの規則による改正前の北海道有林野の産物売払規則(昭和25年北海道規則第263号)に基づいて行った産物の売払については、なお従前の例による。

附 則(昭和38年4月1日規則第31号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の北海道有林野の産物売払規則(昭和25年北海道規則第9号)に基づいて行った産物の売払については、なお従前の例による。

附 則(昭和39年4月1日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年6月1日規則第72号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の北海道有林野の産物売払規則に基づいて行った産物の売払については、なお従前の例による。

(昭和46年4月1日規則第34号抄)

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第80条 (前略)改正後の規則の規定による加算金、延滞金及び違約金(延滞違約金、延滞料、延滞利子、延滞利息、遅延利子及び遅延利息を含む。以下同じ。)の額の計算につきこれらの規則の規定に定める年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

附 則(昭和46年4月1日規則第34号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる規則の規定に規定する延滞金、違約金及び貸付利子でこの規則の施行の日前に締結された契約による債権額又は債務額に係るものの額の計算については、なお従前の例による。

(25) 北海道有林野の産物売払規則第31条第3項

附 則(昭和55年5月24日規則第73号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年4月1日規則第58号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道有林野事業の財務に関する特例を定める規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道有林野事業の財務に関する特例を定める規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成8年12月17日規則第96号）

- 1 この規則は、平成8年12月20日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に行われた売払代金の延納の特約に係る確実な担保については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月31日規則第17号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月24日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第59号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月15日規則第86号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道有林野の産物売払規則の規定は、入札その他の契約の申込みの期限が平成13年6月1日以後である契約について適用し、当該期限が同日前である契約については、なお従前の例による。

附 則（平成14年4月1日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月22日規則第61号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道有林野の産物売払規則の規定は、平成15年4月1日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約について適用し、同日前に契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則（平成15年4月30日規則第63号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年6月2日規則第89号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道有林野の産物売払規則の規定は、平成18年4月1日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約について適用し、同日前に契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日規則第56号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道有林野の産物売払規則の規定は、この規則の施行の日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約について適用し、同日前に契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則（平成20年11月28日規則第106号抄）

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年5月15日規則第60号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道有林野の産物売払規則の規定は、平成21年4月1日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約について適用し、同日前に契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月24日規則第17号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第40号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道有林野の産物売払規則の規定は、この規則の施行の日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約について適用し、同日前に契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月31日規則第45号抄）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 附 則（平成23年3月31日規則第21号）
- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道有林野の産物売払規則の規定は、この規則の施行の日以後において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前において行われた契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日規則第34号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道有林野の産物売払規則の規定は、この規則の施行の日以後において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前において行われた契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月25日規則第12号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道有林野の産物売払規則の規定は、この規則の施行の日以後において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前において行われた契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月27日規則第33号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道有林野の産物売払規則の規定は、この規則の施行の日以後において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前において行われた契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月25日規則第34号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道有林野の産物売払規則の規定は、この規則の施行の日以後において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前において行われた契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。